

武蔵村山市社会福祉協議会ホームページバナー広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会地域福祉協賛広告の募集に関する規程に基づき、武蔵村山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が作成するホームページバナー広告（以下「広告」という。）掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の位置及び内容)

第2条 広告の掲載位置は、本会ホームページのトップページで本会が指定する位置とする。

2 広告を掲載する枠は、1掲載につき縦9mm横45mm、程度の大きさとし、画像はJPEG形式又はGIF形式とする。また、GIFアニメーションは不可とする。

3 広告は次の各号の一に該当する場合は掲載することができない。

- (1) 風俗営業に関するもの
- (2) 法律に違反する内容のもの
- (3) 広告申込者の連絡先等が不明確なもの
- (4) 広告の掲載料が未納のもの
- (5) 政治・宗教に関するもの
- (6) その他、本会が不適切と認めたもの

(広告掲載期間等)

第3条 広告の掲載は、1広告主につき1枠を原則とする。

2 広告の掲載期間は、3箇月以上1年間を限度とする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載募集)

第4条 広告掲載募集は、本会リーフレット、機関紙及びホームページなどで行う。

(広告掲載申込及び決定通知)

第5条 広告掲載を希望する者は、別に定めた武蔵村山市社会福祉協議会ホームページバナー広告掲載申込書（第1号様式）及び申込者自ら作成した広告案を添えて申込むものとする。

2 会長は、前項の申込書を受理し掲載の可否を決定した場合、ホームページバナー広告掲載決定通知書（第2号様式）を申込者に通知するものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告の掲載料は、別表のとおりとする。

2 掲載の決定を受けた広告申込者は、広告掲載料を掲載日前日までに納入しなければならない。

3 広告料納付後の還付は行わない。ただし、本会の都合により広告掲載ができなくなった場合はこの限りでない。

(広告主の責任)

第7条 広告内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(著作権等)

第8条 広告の原稿にイラスト、写真又はロゴなどを使用する場合には、広告掲載の決定を受けた広告主が著作権や肖像権の確認を行うとともに、著作権料等が発生するときは広告主が負担しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

武蔵村山市社会福祉協議会ホームページバナー広告掲載料

種 別	3箇月間	6箇月間	1年間
会 員	6,000円／3箇月間	11,000円／6箇月間	20,000円／1年間
非会員	7,000円／3箇月間	13,000円／6箇月間	24,000円／1年間